

後期高齢者医療制度に加入している人へ

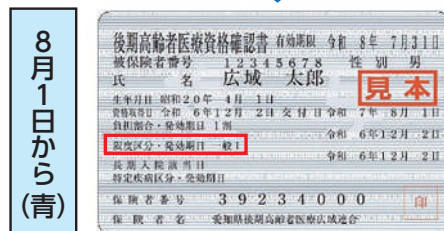
8月1日から使用できる資格確認書をお送りします

現在の被保険者証または資格確認書（緑色）の有効期限は7月31日です。被保険者証と同じように使用できる資格確認書（青色）を7月13日ごろに簡易書留で発送します。後期高齢者医療制度独自の暫定的な対応として、令和8年7月31日までの間、マイナンバーカードの保険証利用登録（以下「マイナ保険証」、P9も同様）の有無に関係なく、一律で資格確認書が交付されます。資格確認書の裏面に住所の欄があるので、記入のうえ、8月1日以降は資格確認書またはマイナ保険証を医療機関に提示してください。

※有効期限の切れた被保険者証などは、裁断して破棄してください。

◆限度額適用認定証および限度額適用・標準負担額減額認定証の廃止

資格確認書では、今までの被保険者証と限度額適用・標準負担額減額認定証（はがきサイズ）が1枚になっています。有効期限が令和7年7月31日の認定証をお持ちで、8月以降も継続して要件に該当する人は、資格確認書に限度区分が併記されています（見本の赤枠部分）。



令和7年度後期高齢者医療の保険料

保険料は、被保険者の令和6年中の所得に応じて負担する所得割額と、被保険者全員が等しく負担する被保険者均等割額を合計して、個人単位で計算されます。

◆保険料の計算方法

所得割額 (所得金額－基礎控除額) × 所得税率11.13%	+	均等割額 1人当たり 53,438円	=	保険料 限度額80万円
--	---	------------------------------	---	-----------------------

◆納付方法により保険料額決定通知書が異なります

令和7年度の保険料額決定通知書は、7月14日ごろに発送します。納付書が付いている場合は、各納期限内に指定の金融機関で納めてください。

▶年金天引きにより納める人【特別徴収】

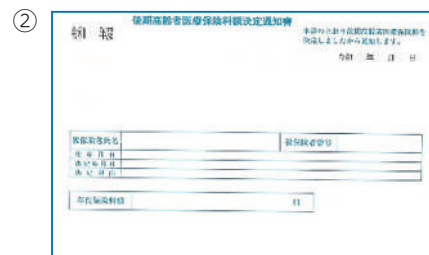
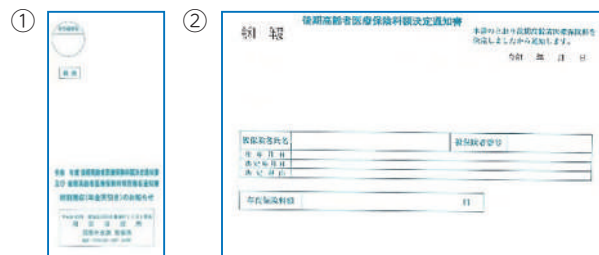
①の「後期高齢者医療保険料額決定通知書及び後期高齢者医療保険料特別徴収通知書 特別徴収（年金天引き）のお知らせ」と記載された縦長の通知が届きます。

▶納付書または口座振替により納める人【普通徴収】

②の「後期高齢者医療保険料額決定通知書」と記載された横長の通知が届きます。年金天引きではありません。納付忘れや口座の残高不足に注意してください。

▶年度の途中で納め方が変わる人【特別徴収＋普通徴収】

①②の両方の通知が届きます。10月以降に年金天引きされるまで（7～9月の納付分）は納付書または口座振替により納めてください。



申請により受けられる給付

◆療養費

医師の指示により、コルセットなどの補装具を作ったときは、支払った費用の一部が支給されます。

必要な書類 被保険者証または資格確認書、医師の証明書、領収書、通帳など口座情報が分かるもの、マイナンバーが確認できるもの

◆葬祭費

被保険者が亡くなった場合、葬祭を行った人（喪主）に対し、5万円が支給されます。

必要な書類 喪主の口座情報が分かるもの、亡くなった人の被保険者証または資格確認書、会葬礼状または葬儀費用の領収書

後期高齢者医療に関する問合せは、
コールセンター（☎0570-011-558）へ。

平日8時45分～17時15分
(7月12日(土)～8月31日(日)は
土日祝も受付)

※通話料がかかります。